

千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

令和6年2月9日制定

(目的)

第1条 公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の活用は、公共工事に従事する技能者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるよう労働環境の整備に資するものであり、本要領は、千葉県が発注する工事において、CCUS活用促進のため、CCUS活用を試行するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) CCUS 運営主体として（一財）建設業振興基金が行う建設技能者の資格・社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積するシステム。
- (2) 事業者登録 当該CCUS活用工事における元請事業者がCCUSに事業者情報を登録すること。
- (3) 技能者登録 元請及び下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者（一人親方を含む）がCCUSに技能者登録を行うこと。
- (4) カードリーダータッチ率 対象期間のうち、当該現場へカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を蓄積した日数の割合。
- (5) 対象期間 当該CCUS活用工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID登録が完了していない場合は、これらの登録がすべて完了した日の翌日を期間の始まりとする。
- (6) カードリーダー CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した現場に設置する端末。
- (7) 現場利用料 CCUSの利用料のうち、当該CCUS活用工事において、技能者の就業履歴情報の蓄積（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場を登録する事業者が支払う費用。

(対象工事)

第3条 県が発注する全ての工事を対象とする。

(実施方法)

第4条 CCUS活用工事は、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。

- 2 受注者は、契約の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。
- 3 発注者は、CCUS活用工事の発注にあたり、特記仕様書にCCUSの活用に関する事項を記載する。

<特記仕様書記載例>

(千葉県建設キャリアアップシステム活用工事)

- 第〇〇条 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
- 2 受注者は、工事の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
 - 3 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

(実施内容)

第5条 第4条の実施方法において、受注者がCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合、受注者は、以下の項目について実施するものとし、目標基準は以下のとおりとする。

| 実施項目 | 目標基準 |
|---------|-------------------------|
| ①事業者登録 | 元請事業者の登録が完了していること。 |
| ②技能者登録 | 1名以上の技能者登録が完了していること。 |
| ③就業履歴蓄積 | カードリーダータッチ率が30%以上であること。 |

- 2 受注者は、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である(一財)建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

(実施状況の確認)

第6条 受注者は、工事完成時に、第5条に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

| 実施項目 | 確認(提出)書類の例 |
|---------|----------------------------------|
| ①事業者登録 | 登録完了メール(写)、就業履歴一覧表(月別カレンダー) |
| ②技能者登録 | 登録完了メール(写)、就業履歴一覧表(月別カレンダー) |
| ③就業履歴蓄積 | カードリーダーの現場設置状況写真、就業履歴一覧(月別カレンダー) |

(工事成績評定における評価)

第7条 発注者は、第5条に掲げる実施項目について、受注者が目標基準を全て達成した場合は、工事成績評定等実施要領の「創意工夫」の【その他】において1点加点*するものとする。

※工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

(CCUS活用に係る費用)

第8条 CCUS活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に基づき変更契約を行うものとし、現場管理費として積み上げ計上することとする。この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。

ただし、上記の費用計上は第5条に掲げる実施項目について、目標基準を全て達成した場合とする。

(1) カードリーダー購入費用等

カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認したうえで、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

| 現場で使用するOS | 計上費用の上限 | 台数 |
|-----------|----------------|----------------------------------|
| Windows | 10,000 円/台(税抜) | 当該工事現場に設置する数 (1 工事あたり 2 台を上限) |
| iOS | 30,000 円/台(税抜) | |

(2) 現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用 10 円/回）は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、現場利用料には、CCUSへのシステム登録（事業者登録、管理者ID登録、技能者登録）のための費用は含まない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

本要領は、令和6年2月14日から施行する。

(工事成績評定における評価等の特例)

第7条、第8条の規定については、令和6年4月1日から適用するものとする。